

令和元年度鴨川市立国保病院運営協議会第1回会議 次第

令和元年5月17日（金）

午後3時から

吉尾公民館 2階講堂

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議 事
 - （1）鴨川市立国保病院運営協議会の運営方法について
 - （2）平成30年度鴨川市病院事業会計予算の繰越しについて
 - （3）消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料等の見直しについて
 - （4）鴨川市立国保病院建設事業について
 - （5）その他
- 6 その他
- 7 閉 会

資料

会議次第（本紙）

委員名簿

席次表

資料1 鴨川市立国保病院運営協議会の運営方法について

資料2 平成30年度鴨川市病院事業会計予算の繰越しについて

資料3 消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料等の見直しについて

資料4 新たな鴨川市立国保病院の概要

参 考 平成31年度鴨川市病院事業会計予算書

鴨川市立国保病院運営協議会委員名簿

任期

令和 元年 5月17日 から

令和 3年 3月31日 まで

区 分	氏 名	備 考
市議会議員	川 崎 浩 之 本 吉 正 和 長谷川 倫 秀	
医師会員	金 井 輝 黒 野 隆	
識見を有する者	永 井 光 子 高 梨 利 夫 田 村 政 彦 羽 田 幸 弘 金 高 和 江	

令和元年度鴨川市立国保病院運営協議会第1回会議 席次表

日時：令和元年5月17日（金） 午後3時から

場所：吉尾公民館 2階講堂

事務局員 浦邊 彰紀	事務局員 吉田 寛和	事務局員 吉田 泰行
---------------	---------------	---------------

経営企画部長 平川 潔	総務部長 増田 勝己	経営統括支援員 大橋 恵子	事務長 滝口 俊孝
----------------	---------------	------------------	--------------

副院長 平野 正美	院長 林 宗寛	副市長 小柴 祥司	保健医療参与 竹内 公一	健康福祉部長 牛村 隆一
--------------	------------	--------------	-----------------	-----------------

市長 亀田 郁夫	会長
-------------	----

有識者

永井 光子
高梨 利夫
田村 政彦
羽田 幸弘
金高 和江

議員・医師

川崎 浩之
本吉 正和
長谷川 倫秀
金井 輝
黒野 隆

傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----	-----	-----

鴨川市立国保病院運営協議会の運営方法について

鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を以下のとおりとする。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所は事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に各委員に通知する。

2 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

（1） 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・法令等に特別の定めがある場合
 - ・会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記のとおりとする。

（2） 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・開催の日時及び場所
 - ・出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員 1 名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架する

とともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、（１）①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

４ その他

上記のほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

会議の傍聴に関する手続等について

鴨川市立国保病院運営協議会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴受付票（別記様式）を事務局へ提出するものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の1週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍 聴 受 付 票 所定の事項を記入のうえ、係員に渡してください。	
氏 名	
住 所	
備 考	

○鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号） 抜粋

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鴨川市特別職報酬等審議会条例(平成 17 年鴨川市条例第 39 号)

(2) 鴨川市文化施設運営協議会設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 86 号)

(3) 鴨川市スポーツ推進審議会設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 91 号)

(4) 鴨川市水道事業運営委員会設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 145 号)

(5) 鴨川市立国保病院運営協議会設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 148 号)

(6) 鴨川市総合計画審議会設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 161 号)

(7) 鴨川市予防接種健康被害調査委員会設置条例(平成 18 年鴨川市条例第 3 号)

(8) 鴨川市子ども・子育て会議設置条例(平成 26 年鴨川市条例第 1 号)

中略

(経過措置)

10 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第 3 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれる同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

中略

14 平成 33 年 3 月 31 日までの間、別表 1 市長の附属機関の表鴨川市立国保病院運営協議会の項定数の欄中「7 人」とあるのは「10 人」と、同項構成の欄中「市議会の議員 2 人」とあるのは「市議会の議員 3 人」と、「識見を有する者 3 人」とあるのは「識見を有する者 5 人」とする。

別表(第 2 条関係) 抜粋

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市立国保病院運営協議会	市長の諮問に応じ、病院事業の運営に関する事項について調査審議を行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人及びこれら以外の委員	7 人	(1) 市議会の議員 2 人 (2) 公益社団法人安房医師会の会員 2 人 (3) 識見を有する者 3 人	2 年

○鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号） 抜粋

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（１）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（２）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（３）法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４）公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（５）市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（６）市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事

務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録（当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。）を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市情報公開条例施行規則（平成 18 年鴨川市規則第 16 号） 抜粋

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

1 趣旨

本市における附属機関の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関の新たな設置、附属機関の見直し、委員の選任、委員の公募、会議の公開等について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとする。

4 附属機関の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定める。

(1) 附属機関の新たな設置

附属機関の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関の見直し

次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 1年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員の定数の基準は、次のとおりとする。ただし、特に法令に定めがある場合及びこれに基づかない特別な理由がある場合は、この限りでない。

ア 全般の行政分野に係るもの又は特に広範な審議を必要とするもの 15人以内

イ 複数の行政分野に係るもの又は広範な審議を必要とするもの 10 人以内

ウ 個別の行政分野に係るもの 7 人以内

- ② 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映させるため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関における割合が30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 市議会議員は、特に法令に定めがあるもののほか、委員に選任しないものとする。
(平成29 年 4 月 25 日付け鴨議第93 号「議員の執行部附属機関への委員就任の制限について(通知)」)
- ⑤ 市職員(特別職を含む。)は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関の数は、原則として3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

なお、委員の公募は附属機関の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関の委員の公募に関する実施要領(平成17 年 7 月 4 日制定)の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領(平成17 年 7 月 4 日制定)の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成17 年 7 月 4 日から施行する。

改正後の指針は、平成31 年 4 月 1 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成17年 7 月 4 日

最終改正 平成31年 3 月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市情報公開条例（平成18 年鴨川市条例第6号。以下「条例」という。）第23 条及び鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針（平成17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。）に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「附属機関等」とは、条例第23 条第1項に規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における決定
- (2) 委員等全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配布するものとする。

(会議開催の周知)

第6条 附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに会議を開催する旨を周知させるものとする。

る。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（別記様式）を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

（会議録の作成）

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

（会議録の閲覧等）

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

資料 2

平成 30 年度鴨川市病院事業会計予算の繰越しについて

平成 30 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書を下のとおり作成したので、報告する。

平成 30 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本 的支出	1 建設 改良費	医師住宅 建設事業	円 98,586,000	円 0	円 98,586,000	円 96,900,000	円 1,686,000	円 0	円 0	医師住宅新築工事 について、事業が令 和元年度にわたる ことから、建設工事 費及び工事監理業 務委託料の繰越を 行う必要が生じた ため。

(参考1) 根拠規定

○地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（予算の繰越）

第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

（予算の繰越）

第十九条 法第二十六条第三項の規定により管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、総務省令で定める様式により、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）をもつて、翌事業年度の五月三十一日までにしなければならない。

○鴨川市立国保病院事業の財務に関する特例を定める規則（平成17年規則第129号）

（予算の繰越）

第76条 企業出納員は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち年度内に支払義務が生じなかつたものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書を作成して5月10日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越して使用する場合に準用する。

(参考2) 鴨川市立国保病院医師住宅新築工事

建築場所 鴨川市大川面1090-2番地

工 期 平成30年12月29日から令和元年6月20日まで

工事概要

敷地面積 615.49㎡

建築棟数 2棟(4戸)

A棟 共同住宅 上下階2戸建て

B棟 長屋住宅 メゾネット形2戸建て

A棟

構 造 木造軸組

床面積 1階 49.69㎡

2階 49.69㎡

延面積99.38㎡

間取り 1LDK×2戸



B棟

構 造 木造軸組

床面積 1階 106.00㎡

2階 66.25㎡

延面積172.25㎡

間取り 3LDK×2戸



令和元年5月9日撮影

資料 3

消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料等の見直しについて

1 趣 旨

令和元年 10 月 1 日から消費税率（地方消費税率を含む。）が引き上げられることに伴い、本院が徴収する使用料及び手数料等のうち課税取引に該当するものについて、見直しを行う。

2 見直しの考え方

課税取引に該当するものについては、消費税率の引上げに伴い、10 パーセント分の転嫁を行う。

項目	現行	改正案	根拠	備考
普通診断書	2,160 円	2,200 円	条例	
健康診断書及び身体検査書	2,160 円	2,200 円	〃	
死亡診断書	3,240 円	3,300 円	〃	
特殊診断書	4,320 円	4,400 円	〃	
証明書（記載内容が複雑なもの）	2,160 円	2,200 円	〃	
証明書（記載内容が簡単なもの）	540 円	550 円	〃	
病棟室使用料			〃	
特別室 A	6,480 円	6,600 円		
特別室 B	5,400 円	5,500 円		
特別室 C	3,240 円	3,300 円		
個室 A	1,836 円	1,870 円		
個室 B	1,080 円	1,100 円		
訪問看護ステーション			規程	
死後の処置料	5,400 円	5,500 円		

※条例 鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例

規程 鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程

※入院料、薬価、処置料、手数料、注射料その他の諸料金は診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及びその他関係法令による診療報酬点数表により算定して徴収する。（条例第 1 条）

3 対 応

条例については、鴨川市立国保病院運営協議会における審議を経て議案を調製し、6月定例会に提出する。

規程については、6月を目途に改正する。

4 施行日

令和元年 10 月 1 日

5 周知

改正後、院内掲示及びホームページ等により周知する。

○鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例

平成17年2月11日

条例第149号

改正 平成25年12月26日条例第37号

第1条 鴨川市立国保病院における入院料、薬価、処置料、手術料、注射料その他の諸料金は診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。)及びその他関係法令による診療報酬点数表により算定して徴収する。ただし、これにより難いものは、別表に定める額とする。

第2条 特別な事由があると認めた者に対しては、別に市長の定めるところにより使用料及び手数料を減免し、又は延納及び分納させることができる。

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例(昭和46年鴨川市条例第96号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月26日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに別表第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する診断書及び証明書に係る料金について適用し、施行日前に交付した診断書及び証明書に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4項の規定は、施行日以後に行われる往診等に係る自動車料金について適用し、施行日前に行われた往診等に係る自動車料金については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第5項の規定は、施行日以後に利用する病棟における室の使用料について適用し、施行日前に利用した病棟における室の使用料については、なお従前の例による。

る。

別表(第1条関係)

- 1 健康保険等の被保険者及びその家族を除く一般自由診療患者の診療報酬は1点単価を15円とし、厚生労働省告示の診療報酬点数表に基づいて算定し徴収する。
- 2 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく診療報酬の1点単価は、11円50銭とする。
- 3 診断書及び証明書の交付については、次の料金を徴収する。
 - (1) 普通診断書 1通につき 2,160円
 - (2) 健康診断書及び身体検査書 // 2,160円(検査料は、診療報酬点数表により別途徴収する。)
 - (3) 死亡診断書 // 3,240円
 - (4) 死体検案書 // 4,320円
 - (5) 特殊診断書 // 4,320円
 - (6) 証明書
 - ア 記載内容が複雑なもの // 2,160円
 - イ 記載内容が簡単なもの // 540円
- 4 往診等による自動車料金は、片道2キロメートルまで216円、1キロメートル増すごとに108円を加算して徴収する。
- 5 病棟における室使用料は、1日1人につき次のとおりとする。

区分	料金
特別室A	6,480円
特別室B	5,400円
特別室C	3,240円
個室A	1,836円
個室B	1,080円

- 6 持込み電気器具の電気料は、実費とする。

○鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程

平成17年2月11日

訓令第52号

改正 平成20年7月23日訓令第9号 平成23年7月13日訓令第9号

平成26年2月3日訓令第2号 平成30年3月30日訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、鴨川市立国保病院における訪問看護ステーションの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 訪問看護ステーションの名称は、次のとおりとする。

鴨川市国保訪問看護ステーション

(事業の目的等)

第3条 鴨川市国保訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション」という。)における訪問看護事業は、訪問看護を提供することにより、病気、障害等がある者の在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 訪問看護ステーションが提供する訪問看護事業は、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護(以下「健康保険法による訪問看護」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護(以下「介護保険法による訪問看護等」という。)とする。

(運営の方針)

第4条 訪問看護ステーションは、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数、職務内容等)

第5条 訪問看護ステーションの業務に従事する職員(以下単に「職員」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者(看護師の資格を有する技術職員) 1人(看護師を兼ねる。)

(2) 看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 常勤換算(訪問看護ステーションにおけるすべての看護師等の月の勤務の延時間数を、常勤の看護師等1人が月に勤務すべき時間数で除して得た数をいう。)で2.5人以上

2 職員の職務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 管理者は、上司の命を受け、訪問看護ステーションの管理運営に関する職務を行う。
- (2) 看護師等は、訪問看護を実施するとともに、その結果の記録、主治医への報告その他訪問看護に付随する職務を行う。

3 職員は、訪問看護を実施するに当たっては、主治医又は介護支援専門員の指示を受け、かつ、それらの者と密接な連携を図るとともに、他の保健及び福祉サービスを提供する担当者並びに地域包括支援センターその他の関係機関と密接な連携を図り、適切な訪問看護に努めるものとする。

(実施日及び営業時間)

第6条 訪問看護事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定による休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 訪問看護ステーションの営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、訪問看護ステーションは、電話等により常時職員との連絡が可能な体制をとるものとする。

(訪問看護事業の実施地域)

第7条 訪問看護事業の運営の実施地域は、鴨川市、富津市、南房総市及び君津市とする。

(利用対象者)

第8条 訪問看護事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる訪問看護の区分に応じ当該各号に定める者とする。

- (1) 健康保険法による訪問看護 主治医が訪問看護の必要を認めた者
- (2) 介護保険法による訪問看護等 居宅要介護者又は居宅要支援者で主治医が訪問看護の必要を認めたもの

(利用の申込み)

第9条 訪問看護を利用しようとする者は、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、利用しようとする者は、訪問看護指示書を添付するものとする。

(訪問看護の内容)

第10条 訪問看護の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察並びに日常生活の指導
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥創の予防及び処置
- (4) 体位交換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄その他日常生活の世話
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 家族の介護指導
- (10) ターミナルケア
- (11) 前各号に掲げるもののほか、医師の指示による医療処置

2 訪問看護ステーションの管理者は、健康保険法による訪問看護にあつては主治医による訪問看護指示書、介護保険法による訪問看護等にあつては介護支援専門員による居宅サービス計画又は地域包括支援センター職員による介護予防サービス計画に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画書により訪問看護を実施するものとする。

3 訪問看護の1回当たりの時間は、訪問看護指示書、サービス計画等の計画に位置付けられた時間とする。

(緊急時の対応)

第11条 職員は、訪問看護の実施中に、利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、直ちに主治医に連絡し、その指示に応じて適切な処置を行うものとする。この場合において、職員は、必要な処置をしたときは速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

2 前項の場合において主治医への連絡が困難なとき、及び前項の規定による処置を行った場合において、なお、必要があるときは、訪問看護ステーションに連絡し、病院等への緊急搬送の処置を講じなければならない。

(利用料等)

第12条 健康保険法による訪問看護の利用料及び介護保険法による訪問看護等の利用に伴う費用(以下「利用料等」という。)は、別表に定めるもののほか、第9条第1項の契約書に記載するものとする。

- 2 前項に規定する利用料等の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書により説明の上、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問看護ステーションは、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 月以内
- (2) 継続研修 月 1 回
- (その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年 2 月11日から施行する。

附 則(平成20年 7 月23日訓令第 9 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年 7 月13日訓令第 9 号)

この訓令は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成26年 2 月 3 日訓令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表死後の処置料の項の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる死後の処置に係る処置料について適用し、同日前に行われた死後の処置に係る処置料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年 3 月30日訓令第17号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市国保訪問看護ステーション運営規程第12条第 1 項の規定は、この訓令の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前までの利用に係る利用料については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

区分		利用料等の額
基本利用料	健康保険法による訪問看護	療養費の額に医療保険各法で定められた負担割合を乗じた額
	介護保険法による訪問看護等	厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額
交通費	健康保険法による訪問看護	1回につき100円
	介護保険法による訪問看護等	無料。ただし、有料道路等を使用した場合は、当該有料道路等代金の実費相当額とする。
死後の処置料		5,400円
その他の費用	訪問看護の実施に伴い、紙おむつ等日常生活上必要な物品を提供した場合	物品の実費相当額

新たな鴨川市立国保病院の概要 ～まちのコミュニティケア・ホスピタル～

【私たちが目指す病院】

1 災害時に市民を支える

本市の主要な市街地、医療機関は天津小湊・鴨川・江見地区沿岸部に立地しています。東日本大震災での教訓を踏まえ、**災害発生時に全市民の医療や長期避難を支える拠点**として、内陸部・長狭地区にある本院を整備します。

2 これからの公的医療を推進する

医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供する「**地域包括ケアシステム**」の構築や、**データヘルス改革**を通じた住民の健康レベルの維持向上の実践など、これからの公的医療の拠点として整備し、医療費を含む社会保障の適正化に取り組みます。

3 まちの活性化を支える

24 時間灯りがともる病院は、安心な暮らしを守る「**地域の拠点**」となります。地方への人の流れを支え、しごとをつくり、安心して住むことができる地方創生推進の拠点として、本院エリアを整備します。

【施設のコンセプト】

「まちのコミュニティケア・ホスピタル」ー鴨川市から発信し、安房地域の明日をつくるー

- これからの地域医療の拠点として高いフレキシビリティを確保します
- 患者や家族それぞれに心地よい居場所をつくれます
- スタッフがいきいきと働く病院を目指します
- 合理的な計画で維持管理費を抑制する工夫をします
- 周辺施設と連携を図り地域の安心拠点ををつくれます
- 市民が心待ちにする「まちのコミュニティ・ケアセンター」

2020 年度 開院予定

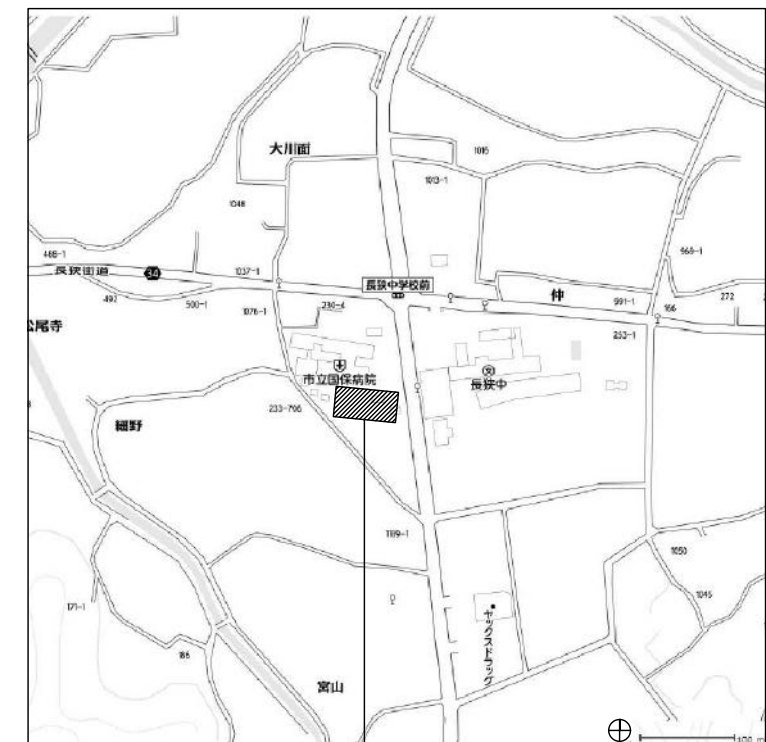
①病床数	70 床（急性期病床 20、回復期病床 30、慢性期病床 20）
②延床面積	5,104 ㎡
③階層	3 階
④事業費	約 27 億 2,200 万円（設計費 9,250 万円、工事費等 24 億 4,200 万円、医療機器等 1 億 8,750 万円）



外観イメージ

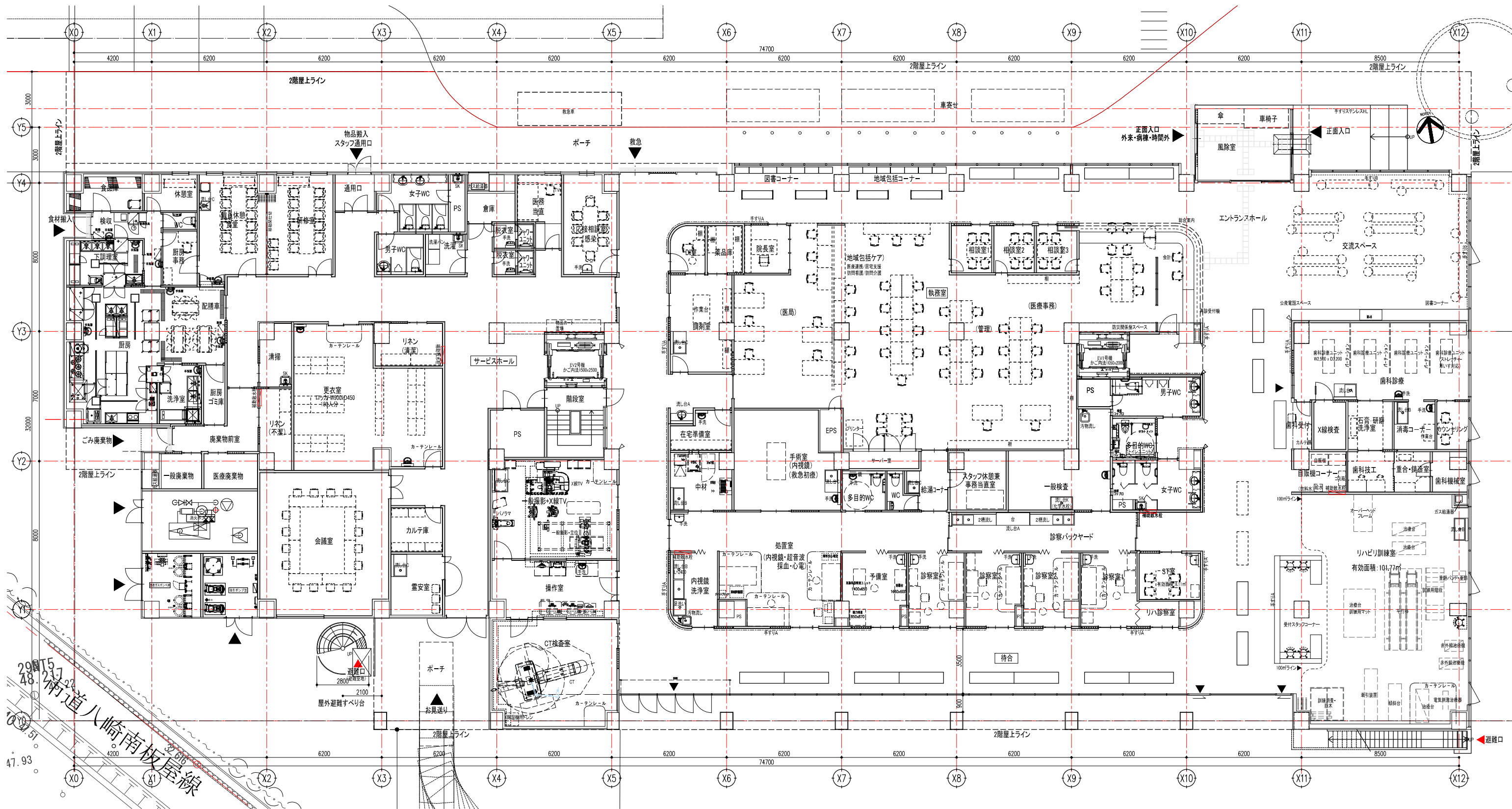


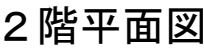
エントランスホールイメージ

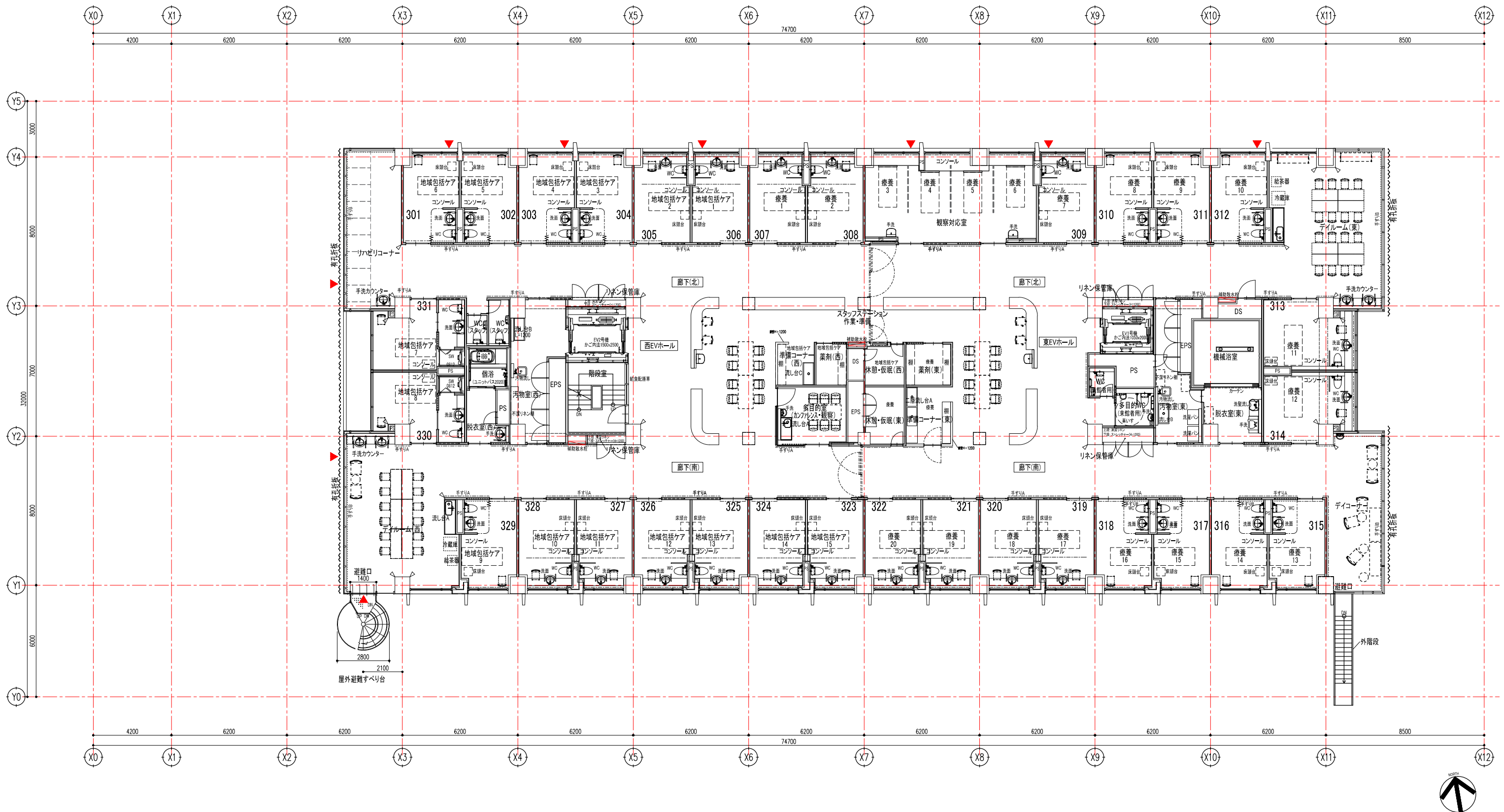


付近見取図 1/4000 (A1)
1/8000 (A3)

- ・先行解体
- ・本体工事
- ・本体南側部分外構工事







3階平面図



南立面図



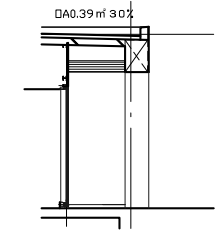
東立面図



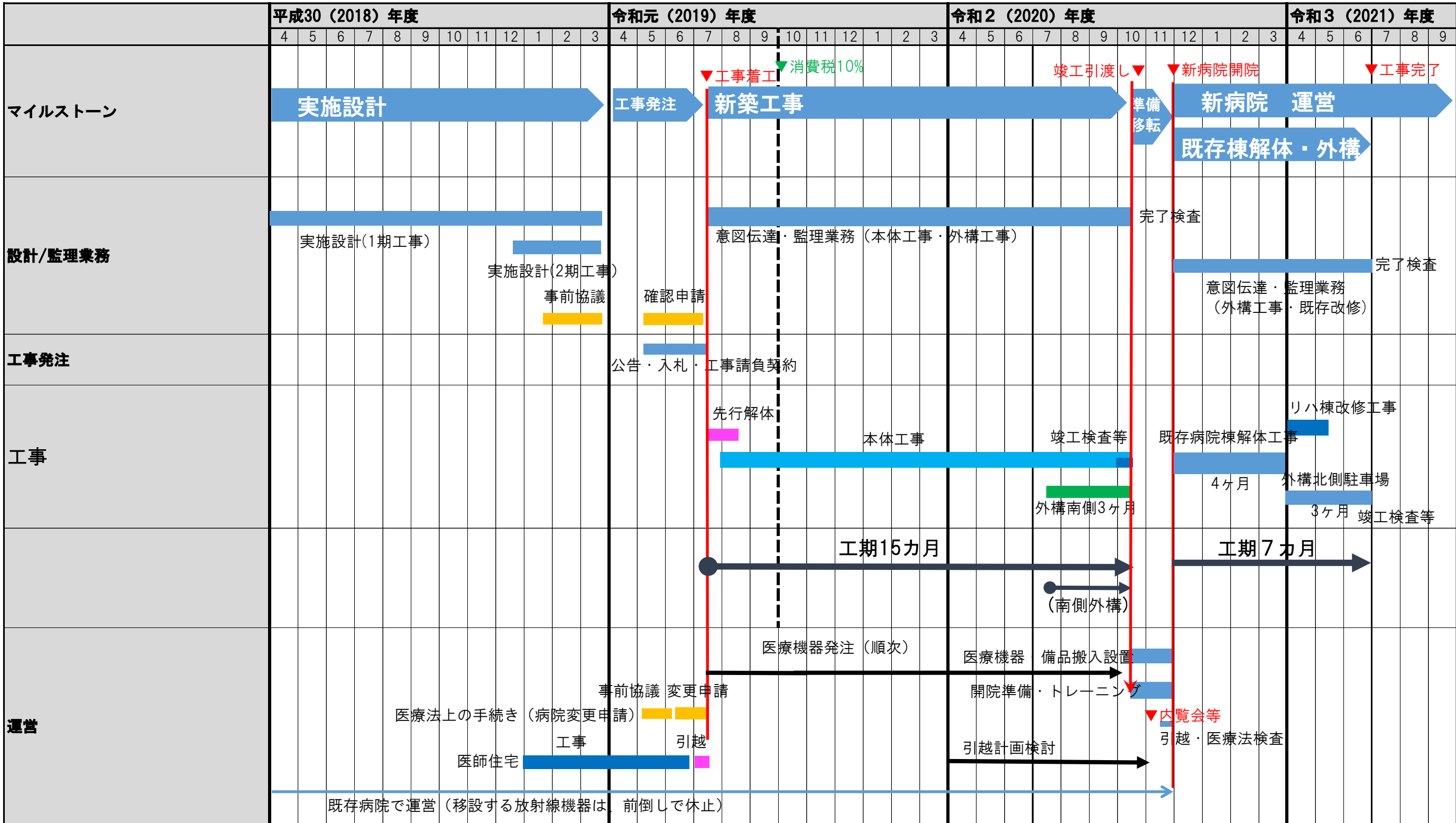
北立面図



西立面図



西立面図2
ポーチ部分



(総則)

第1条 平成31年度鴨川市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|---|---|---------------|--------------|
| (1) | 病 | 床 | 数 | 70 床 |
| (2) | 年 | 間 | 患 者 数 | |
| | 入 | 院 | | 17,934 人 |
| | 外 | 来 | | 43,000 人 |
| (3) | 一 | 日 | 平 均 患 者 数 | |
| | 入 | 院 | | 49 人 |
| | 外 | 来 | | 146 人 |
| (4) | 主 | 要 | な 建 設 改 良 事 業 | |
| | 建 | 設 | 改 良 費 | 1,417,897 千円 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		940,511 千円
第1項	医業収益		906,486 千円
第2項	医業外収益		34,025 千円
		支	出
第1款	事業費		940,511 千円
第1項	医業費用		913,562 千円
第2項	医業外費用		26,949 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 78,980千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 78,980千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,345,671 千円
第1項 企業債		883,400 千円
第2項 出資金		304,917 千円
第3項 補助金		157,354 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,424,651 千円
第1項 建設改良費		1,417,897 千円
第2項 企業債償還金		6,754 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
鴨川市立国保病院建設事業	平成32年度	760,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	5,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、利率の見 直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については その融通条件により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還 期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをす ることができる。
施設整備事業	878,400			
計	883,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 634,328 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、63,795千円と定める。

平成31年2月22日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

1) 平成31年度鴨川市病院事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業収益			940,511	
	1 医業収益		906,486	
		1 入院収益	416,960	
		2 外来収益	298,850	
		3 その他医業収益	35,724	
		4 訪問看護ステーション収益	29,536	
		5 居宅介護支援収益	17,820	
		6 訪問介護ステーション収益	7,596	
		7 他会計負担金	100,000	
	2 医業外収益		34,025	
		1 受取利息配当金	15	
		2 他会計補助金	800	
		3 長期前受金戻入	8,372	
		4 負担金交付金	17,568	
		5 その他医業外収益	7,270	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業費			940,511	
	1 医業費用		913,562	
		1 給与費	657,584	
		2 材料費	64,778	
		3 経費	145,790	
		4 減価償却費	30,138	
		5 資産減耗費	13,806	
		6 研究研修費	1,466	
	2 医業外費用		26,949	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	857	
		2 その他医業外費用	22,092	
		3 消費税及び地方消費税	4,000	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的收入			1, 345, 671	
	1 企業債		883, 400	
		1 企業債	883, 400	企業債 883, 400
	2 出資金		304, 917	
		1 出資金	304, 917	出資金 304, 917
	3 補助金		157, 354	
		1 補助金	157, 354	国民健康保険特別会計補助金 157, 354

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の支出			1, 424, 651	
	1 建設改良費		1, 417, 897	
		1 有形固定資産購入費	6, 487	
		2 施設整備費	1, 411, 410	
	2 企業債償還金		6, 754	
		1 企業債償還金	6, 754	

2) 平成31年度鴨川市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	30,138
引当金の増減額 (△は減少)	3,124
長期前受金戻入額	△ 8,984
有形固定資産除却損	13,478
未収金の増減額 (△は増加)	0
未払金の増減額 (△は減少)	17,000
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>54,756</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,473,493
国庫補助金等による収入	<u>157,354</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,316,139</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	883,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 6,754
他会計からの出資による収入	<u>304,917</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>1,181,563</u>
資金減少額	△ 79,820
資金期首残高	<u>85,857</u>
資金期末残高	<u>6,037</u>

3) 給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	7	54	3,150	210,277	137,268	163,967	514,662	119,666	634,328
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							0		0
	計	7	54	3,150	210,277	137,268	163,967	514,662	119,666	634,328
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	10	50	3,198	197,755	148,332	143,346	492,631	114,157	606,788
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							0		0
	計	10	50	3,198	197,755	148,332	143,346	492,631	114,157	606,788
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	△ 3	4	△ 48	12,522	△ 11,064	20,621	22,031	5,509	27,540
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	△ 3	4	△ 48	12,522	△ 11,064	20,621	22,031	5,509	27,540

2 一般職

(1) 手当の内訳

区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
本年度	4,338	4,435	22,856	3,240	18,032	500	0	2,496	48,706	33,887	3,240	4,752
前年度	4,098	4,220	19,098	3,507	14,387	500	0	2,496	44,292	30,296	1,608	2,904
比較	240	215	3,758	△ 267	3,645	0	0	0	4,414	3,591	1,632	1,848

区分	初任給 調整手当 (千円)	合 計 (千円)
本年度	17,485	163,967
前年度	15,940	143,346
比較	1,545	20,621

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明	備 考
給 料	12,522	給与改定に伴う 増 減 分	432		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	2,411		
		その他の増減分	9,679	職員の異動等	
職 員 手 当	20,621	制度改正に伴う 増 減 分	1,002		
		その他の増減分	19,619	職員の異動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
平成 31年2月1日 現在	平均給料月額(円)	267,010			488,216	316,627	285,553
	平均給与月額(円)	307,846			1,014,471	377,533	341,138
	平均年齢月数(歳)	42.2			50.4	48.2	45.10
平成 30年2月1日 現在	平均給料月額(円)	294,430			498,620	336,200	284,625
	平均給与月額(円)	338,871			1,044,222	389,321	333,689
	平均年齢月数(歳)	44.5			52.2	50.7	45.6

イ 初任給

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 153,000	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 168,000	旧中5卒 (円) 168,800
	大学卒	180,700			321,500	186,900	213,500
国	高校卒	148,600		短大卒		短大卒 164,700	旧中5卒 163,000
	大学卒	180,700			247,900	186,900	210,900

ウ 級別職員数

区 分		行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 31年2月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級												
	5級	2	20.0							5	45.4	1	3.3
	4級									2	18.2	5	16.7
	3級	1	10.0					1	16.7	1	9.1	8	26.7
	2級							3	50.0	2	18.2	14	46.6
	1級	6	60.0					2	33.3	1	9.1	2	6.7
	計	10	100.0					6	100.0	11	100.0	30	100.0
平成 30年2月1日 現在	7級	1	16.7										
	6級												
	5級	1	16.7							5	50.0	1	3.7
	4級	1	16.7							3	30.0	4	14.8
	3級	1	16.7					1	20.0	1	10.0	9	33.3
	2級							3	60.0	1	10.0	11	40.8
	1級	2	33.2					1	20.0			2	7.4
	計	6	100.0					5	100.0	10	100.0	27	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行 政 職 給 料 表 適 用 職 員	教 育 職 給 料 表 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (一) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (二) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (三) 適 用 職 員
7 級	事務長、主幹				
6 級	次長				
5 級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4 級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3 級	主任主事、主任技師		病院長	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2 級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1 級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

区 分		合 計	行 政 職 給 料 表 適 用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
			一般行政職	技能労務職	適 用 職 員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	53	10			6	9	28
	昇給に係る職員数 (B) (人)	49	10			4	9	26
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	4	1		1		2
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	45	9		3	9	24
		5号給 (人)						
		6号給 (人)						
		7号給 (人)						
		8号給 (人)						
	比率 (B) / (A) (%)		92.5	100.0		66.7	100.0	92.9
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	46	6			5	9	26
	昇給に係る職員数 (B) (人)	45	6			4	9	26
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	8	1		2	2	3
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	37	5		2	7	23
		5号給 (人)						
		6号給 (人)						
		7号給 (人)						
		8号給 (人)						
	比率 (B) / (A) (%)		97.8	100.0		80.0	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月（月分）	12 月（月分）			
本 年 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
前 年 度	2. 1 2 5	2. 2 7 5	4. 4	有	
国 の 制 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2%～20%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%) (平成31年2月1日現在)	10.27
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (平成31年2月1日現在)	82.45
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

4) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	医業収益
合併処理浄化槽設備の保守に係る委託料 平成28年12月議決	千円 2,160	平成29年度から 平成30年度まで	千円 1,296	平成31年度まで	千円 864	千円 864
自家用電気工作物の保安管理に係る委託料 平成29年12月議決	778	平成30年度	169	平成32年度まで	609	609
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料 平成30年12月議決	695			平成31年度まで	695	695
消防防災設備の保守点検に係る委託料 平成30年12月議決	218			平成31年度まで	218	218

5) 平成31年度鴨川市病院事業予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		16,382		
ロ	建 物	568,895			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 379,712</u>	189,183		
ハ	建 物 附 属 設 備	119,778			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 113,550</u>	6,228		
ニ	構 築 物	53,416			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 43,346</u>	10,070		
ホ	器 械 備 品	359,475			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 306,648</u>	52,827		
ヘ	車 両 運 搬 具	8,615			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 8,185</u>	430		
リ	建 設 仮 勘 定		<u>1,442,702</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			<u>1,717,822</u>	
	固 定 資 産 合 計				1,717,822
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			6,037	
(2)	未 収 金		99,524		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 444</u>	99,080	
(3)	貯 蔵 品			<u>3,601</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>108,718</u>
	資 産 合 計				<u><u>1,826,540</u></u>

		負	債	の	部		
		千円			千円	千円	千円
3	固 定 負 債						
	(1) 企 業 債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債				907,720		
	(2) 引 当 金						
	イ 修 繕 引 当 金				38,598		
	固 定 負 債 合 計						946,318
4	流 動 負 債						
	(1) 企 業 債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債				6,779		
	(2) 未 払 金				57,613		
	(3) 引 当 金						
	イ 賞 与 引 当 金				34,189		
	流 動 負 債 合 計						98,581
5	繰 延 収 益						
	(1) 長 期 前 受 金				380,619		
	長期前受金収益化累計額				△ 158,141		
	繰 延 収 益 合 計						222,478
	負 債 合 計						1,267,377

資 本 の 部					千円	千円	千円
					千円		
6	資	本	金				640,899
7	剰	余	金				
(1)	資	本	剰	余	金		
	イ	寄		附	金	2,580	
	ロ	負		担	金	7,542	
	ハ	補		助	金	13,678	
	資	本	剰	余	金		
	資	本	剰	余	金	合計	23,800
(2)	利	益	剰	余	金		
	イ	減	債	積	立	金	
	ロ	当	年	度	未	処	分
	利	益	剰	余	金		
	剰	余	金	合	計		
	資	本	合	計			
	負	債	資	本	合	計	
							△ 81,736
							559,163
							1,826,540

1 重要な会計方針

平成 26 年度から、改正後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しています。

【改正内容】

- ・「借入資本金」（＝企業債）を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化（要件に該当した場合）

（1） 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金（企業債）は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和 27 年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

（2） 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。

「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

（3） 引当金の計上方法

①退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じて積み立てることとしています。

②賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

③貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

・建物、建物附属設備、構築物	定額法
・器械備品、車両運搬具	定率法
・主な耐用年数	
建物	14～47 年
建物附属設備	6～15 年
構築物	10～60 年
器械備品	5～10 年
車両運搬具	5～6 年

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成 26 年 3 月 31 日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成 26 年 3 月 31 日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金等との対応関係を個別に把握できる資産を除いたすべての資産（補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産を除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理しています。

6) 平成30年度鴨川市病院事業予定損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	千円	千円	千円	千円
1 医 業 収 益				
(1) 入 院 収 益	302,477			
(2) 外 来 収 益	275,615			
(3) そ の 他 医 業 収 益	25,605			
(4) 訪問看護ステーション収益	28,313			
(5) 居 宅 介 護 支 援 収 益	15,934			
(6) 訪問介護ステーション収益	7,802			
(7) 他 会 計 負 担 金	158,780	814,526		
2 医 業 費 用				
(1) 給 与 費	618,025			
(2) 材 料 費	50,238			
(3) 経 費	110,594			
(4) 減 価 償 却 費	32,774			
(5) 資 産 減 耗 費	493			
(6) 研 究 研 修 費	991	813,115		
医 業 利 益				1,411
3 医 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息 配 当 金	28			
(2) 他 会 計 補 助 金	800			
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	8,332			
(4) そ の 他 医 業 外 収 益	4,392			
(5) 負 担 金 交 付 金	11,403	24,955		

4 医 業 外 費 用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費

275

(2) その他医業外費用

26,733

27,008

△ 2,053

経 常 損 失

△ 642

当 年 度 純 損 失

△ 642

前 年 度 繰 越 剰 余 金

△ 118,694

当年度未処理欠損金

△ 119,336

7) 平成30年度鴨川市病院事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		16,382		
ロ	建 物	528,126			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 409,187	118,939		
ハ	建 物 附 属 設 備	119,778			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 113,480	6,298		
ニ	構 築 物	53,416			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 43,092	10,324		
ホ	器 械 備 品	352,988			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 289,912	63,076		
ヘ	車 両 運 搬 具	8,615			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 8,185	430		
ト	建 設 仮 勘 定		7,750		
	有 形 固 定 資 産 合 計			223,199	
	固 定 資 産 合 計				223,199
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			85,857	
(2)	未 収 金		99,524		
	貸 倒 引 当 金		△ 336	99,188	
(3)	貯 蔵 品			3,601	
(4)	前 払 金			64,746	
	流 動 資 産 合 計				253,392
	資 産 合 計				476,591

		負	債	の	部		
		千円			千円	千円	千円
3	固 定 負 債						
	(1) 企 業 債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					31,099	
	(2) 引 当 金						
	イ 修 繕 引 当 金					38,598	
	固 定 負 債 合 計						69,697
4	流 動 負 債						
	(1) 企 業 債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					6,754	
	(2) 未 払 金					40,613	
	(3) 引 当 金						
	イ 賞 与 引 当 金					31,173	
	流 動 負 債 合 計						78,540
5	繰 延 収 益						
	(1) 長 期 前 受 金					223,265	
	長期前受金収益化累計額					△ 149,157	
	繰 延 収 益 合 計						74,108
	負 債 合 計						222,345

資 本 の 部					千円
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金					335,982
7 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
イ 寄 附 金	2,580				
ロ 負 担 金	7,542				
ハ 補 助 金	13,678				
資 本 剰 余 金 合 計		23,800			
(2) 利 益 剰 余 金					
イ 減 債 積 立 金	13,800				
ロ 当年度未処分利益剰余金	△ 119,336	△ 105,536			
剰 余 金 合 計				△ 81,736	
資 本 合 計				254,246	
負 債 資 本 合 計				476,591	

平成31年度鴨川市病院事業会計予算実施計画に関する内訳書

収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 事業収益			940,511			
	1 医業収益		906,486			
		1 入院収益	416,960	入院収益	416,960	入院患者収益
		2 外来収益	298,850	外来収益	298,850	外来患者収益
		3 その他医業収益	35,724	室料差額収益	8,511	個室使用料
				公衆衛生活動収益	11,825	集団健康診断料、予防接種料等
				医療相談収益	5,545	一般健康診断料、人間ドック利用料等
				受託検査施設利用収益	375	受託検査等
				その他医業収益	9,468	文書料等
		4 訪問看護ステーション収益	29,536	訪問看護ステーション収益	29,536	訪問看護ステーション利用料
		5 居宅介護支援収益	17,820	居宅介護支援収益	17,820	居宅介護支援利用料
		6 訪問介護ステーション収益	7,596	訪問介護ステーション収益	7,596	訪問介護ステーション利用料
		7 他会計負担金	100,000	一般会計負担金	100,000	繰出し基準に則る繰入
	2 医業外収益		34,025			
		1 受取利息配当金	15	預金利息	15	
		2 他会計補助金	800	国民健康保険特別会計補助金	800	補助金（運営費分）
		3 長期前受金戻入	8,372	長期前受金戻入	8,372	
		4 負担金交付金	17,568	負担金	17,568	在宅医療介護連携推進事業負担金
		5 その他医業外収益	7,270	その他医業外収益	7,270	売店売上代等

支

出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 事業費			940,511			
	1 医業費用		913,562			
		1 給与費	657,584	給料	216,858	
				医師給	35,446	医師給与（6人分）
				看護師給	111,954	看護師給与（29人分）
				医療技術員給	48,904	医療技術員給与（13人分）
				事務員給	20,554	事務員給与（6人分）
				手当等	141,448	
				医師手当等	49,402	扶養手当及び宿日直手当等
				看護師手当等	55,819	扶養手当及び時間外勤務手当等
				医療技術員手当等	25,617	扶養手当及び時間外勤務手当等
				事務員手当	10,610	扶養手当及び時間外勤務手当等
				賃金	144,047	非常勤職員賃金等
				報酬	3,150	運営協議会委員報酬等
				法定福利費	117,892	職員共済組合負担金等
				賞与引当金繰入額	34,189	賞与のための引当（4月相当分）
		2 材料費	64,778	薬品費	25,005	医薬品購入代
				診療材料費	38,790	衛生材料等
				給食材料費	669	給食材料代等
				医療消耗備品費	314	医療機器消耗備品等

3 経費	145,790	厚生福利費	90	県互助会負担金
		旅費交通費	2,992	非常勤医師交通費等
		職員被服費	250	職員被服費
		消耗品費	3,578	消耗品代等
		消耗備品費	4,174	消耗備品代等
		光熱水費	15,351	電気・ガス・水道料等
		燃料費	1,555	公用車燃料費等
		食料費	30	
		会議費	30	
		印刷製本費	550	検査用紙等印刷代
		修繕費	4,823	病院施設設備等修理代
		保険料	1,832	建物損害保険等
		賃借料	23,794	電算機器賃貸料等
		通信運搬費	2,003	電話代等
		委託料	80,109	電気工作物保守委託料等
		交際費	100	医師派遣医局交際費
		諸会費	3,198	医師会会費等
		貸倒引当金繰入額	108	未収金に係る引当
		雑費	1,223	医師会レセプト手数料等
4 減価償却費	30,138	建物減価償却費	13,078	建物減価償却費
		建物附属設備減価償却費	70	建物附属設備減価償却費
		構築物減価償却費	254	構築物減価償却費
		器械備品減価償却費	16,736	器械備品減価償却費
		車両運搬具減価償却費	0	車両運搬具減価償却費

		5 資産減耗費	13,806	たな卸資産減耗費	329	薬品廃棄等
				固定資産除却費	13,477	医療器械等除却費
		6 研究研修費	1,466	図書費	427	専門誌購入費
				旅費	800	研修交通費等
				研究雑費	139	研修会参加費等
				謝金	100	研修会等講師謝礼
	2 医業外費用		26,949			
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	857	企業債利息	557	企業債利息代
				一時借入金利息	300	
		2 その他医業外費用	22,092	その他医業外費用	3,992	売店販売品購入代等
				雑支出	18,000	消費税精算による雑支出
				その他雑損失	100	
		3 消費税及び地方消費税	4,000	消費税及び地方消費税	4,000	確定消費税納付代

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的收入			1, 345, 671			
	1 企業債		883, 400			
		1 企業債	883, 400	企業債	883, 400	企業債借入予定額
	出資金		304, 917			
		1 出資金	304, 917	出資金	304, 917	
	2 補助金		157, 354			
		1 補助金	157, 354	県補助金	157, 354	地域中核医療機関整備促進事業補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本の支出			1, 424, 651			
	1 建設改良費		1, 417, 897			
		1 有形固定資産購入費	6, 487	医療器械等購入費	6, 487	医療機器等購入予定額
		2 施設整備費	1, 411, 410	新病院建設事業費	1, 411, 410	新病院建設に係る工事費等
	2 企業債償還金		6, 754			
		1 企業債償還金	6, 754	企業債償還金	6, 754	借入企業債償還金

鴨川市立国保病院の概要

(令和元年度版)



開 設 者	鴨川市長 亀田 郁夫 (H29.3.13～)
住 所	〒296-0112 千葉県鴨川市宮山233番地
電 話	<u>04-7097-1221</u> (代表) 04-7097-1222 (歯科直通) 04-7097-1435 (居宅サービスステーション直通) 04-7097-2860 (医療介護連携支援室直通)
F A X	<u>04-7097-0157</u> 04-7099-8081 (居宅サービスステーション直通) 04-7096-7100 (医療介護連携支援室直通)
開 設	昭和23年12月19日
診療開始	昭和24年 2月 8日
新築移転	昭和48年10月 1日
病 床 数	70床 一般病床52床(2F20床, 3F32床) (13対1入院基本料) 療養病床18床 (療養病棟入院基本料2) うち 医療病床10床、介護病床8床
診療科目	内科、整形外科、小児科、神経内科、眼科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、 歯科、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>呼吸器内科</u> 、皮膚科、循環器内科、リハビリ テーション科 (―は休診中)
患 者 数	平成30年度実績 (一日当たり平均患者数) 入院 43人 (一般病棟 26.5人、療養病棟 16.5人) 外来 124人
職 員 数	124名 正職員 57名 (H31.4.1現在) 非常勤職員 65名 鴨川市シバール人材センター派遣職員 2名
職員構成	医師 6名 (医科4名、歯科2名) 看護師・准看護師 36名 (正職員30名、非常勤職員6名)

建　　物	鉄筋コンクリート 3 階建　　延床面積　 3,　 4　 6　 5 m ²
人間ドック	1 日（日帰り）コース、1 泊 2 日コース 〔指定〕千葉県市町村職員共済組合、鴨川市国民健康保険
各種指定	第二次救急指定病院、生活保護法指定病院、労災保険指定病院 原子爆弾被害者医療指定病院、身体障害者福祉法指定医、公害病指定医 結核予防法指定病院
訪問診療	寝たきり患者訪問診療の実施
附帯事業	鴨川市国保訪問看護ステーション 鴨川市国保ヘルパーステーション 介護保険指定居宅介護支援事業者
諮問機関	鴨川市立国保病院運営協議会　 1　 0 名 構成　　市議会議員 3 名、医師会会員 2 名、学識経験者 5 名
院内会議	院内経営会議、診療体制検討会、感染症対策委員会、薬事委員会 給食委員会、在宅医療連絡会、療養病棟入所判定会議、労働衛生委員会 医療事故対策委員会、ヒヤリ・ハット検討会、意識改革委員会

交通案内

●公共交通機関利用の場合

J R 外房線安房鴨川駅下車

金東（こづか）・平塚方面行きバス 国保病院前下車

●自家用車の場合

国道410号線と県道鴨川保田線（長狭街道）の交差点 長狭学園向かい

